



平成 27 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 日 新 商 事 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役社長 筒井 博昭
(コード番号 7490 東証第二部)
問 い 合 せ 先 総 務 部 長 走尾 一隆
T E L 0 3 - 3 4 5 7 - 6 2 5 1

監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

記

当社は、平成 27 年 5 月 19 日開催の取締役会において、平成 27 年 5 月 1 日に施行された改正会社法を踏まえ、監査等委員会設置会社に移行すること及び定款の一部変更を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 71 回定時株主総会の承認を経て正式決定する予定であります。

また、本件に伴う監査等委員会設置会社に移行後の役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社への移行後の役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の理由

監査等委員である取締役に対して取締役会の議決権を付与することで、取締役会における監督機能を一層強化するとともに、経営判断の透明性を高め、コーポレート・ガバナンス体制の充実を図るものであります。

(2) 移行予定日

平成 27 年 6 月 26 日に開催予定の第 71 回定時株主総会において、必要な定款変更等についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会と監査等委員に係る規定の追加や、監査役会と監査役に係る規定の削除等、所定の変更を行うものであります。

また、改正会社法により責任限定契約の締結範囲が拡大されたことに伴い、業務執行を行わない取締役については責任限定契約を締結できるように規定を変更するものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

(3) 変更予定日

定款変更のための定時株主総会開催日	平成 27 年 6 月 26 日 (金)
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 26 日 (金)

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (条文省略)</p> <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第 5 条～第 1 7 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第 1 8 条 当社の取締役は、10 名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 1 9 条 取締役は、株主総会においてこれを選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>第 5 条～第 1 7 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会<u>並びに監査等委員会</u></p> <p>(員 数)</p> <p>第 1 8 条 当社の取締役 <u>(監査等委員である者を除く。)</u> は、10 名以内とする。</p> <p><u>2 当社の監査等委員である取締役は、</u></p> <p style="text-align: center;"><u>3名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第 1 9 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会においてこれを選任する。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="217 192 552 226">3 (条文省略)</p> <p data-bbox="172 327 277 360">(任 期)</p> <p data-bbox="156 398 810 566">第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p data-bbox="432 808 537 842">(新 設)</p> <p data-bbox="432 1084 537 1117">(新 設)</p> <p data-bbox="432 1494 537 1527">(新 設)</p> <p data-bbox="156 1769 571 1803">第21条～第22条 (条文省略)</p> <p data-bbox="172 1906 437 1939">(取締役会の招集通知)</p> <p data-bbox="156 1977 810 2078">第23条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の3日前までに発する。た</p>	<p data-bbox="892 192 1254 226">3 (現行どおり)</p> <p data-bbox="847 327 952 360">(任 期)</p> <p data-bbox="831 398 1437 633">第20条 取締役(監査等委員である者を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p data-bbox="892 672 1437 907"><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p data-bbox="892 945 1437 1249"><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p data-bbox="847 1357 1410 1391"><u>(補欠の監査等委員である取締役の予選の効力)</u></p> <p data-bbox="831 1429 1437 1664"><u>第21条 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、2年後の定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p data-bbox="831 1769 1272 1803">第22条～第23条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="847 1906 1112 1939">(取締役会の招集通知)</p> <p data-bbox="831 1977 1437 2078">第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の3日前までに発する。ただし、</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>だし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第24条～第25条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益<u>(以下「報酬等」という。)</u>は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p><u>第25条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>第26条～第27条 (現行どおり)</p> <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p><u>第28条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p>(員 数)</p> <p>第28条 <u>当社の監査役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第29条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第30条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠と</u></p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>して選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削 除)
<p><u>(補欠監査役の選任に係る決議の効力)</u></p>	
<p><u>第31条 補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	(削 除)
<p><u>(常勤の監査役)</u></p>	
<p><u>第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p>	
<p><u>第33条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	(削 除)
<p><u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会規程)</u></p>	
<p><u>第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(報酬等)</u></p> <p>第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によつて定める。</p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第37条～第38条 (条文省略)</p> <p>第7章 計 算</p> <p>第39条～第42条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>第5章 会計監査人</p> <p>第31条～第32条 (現行どおり)</p> <p>第6章 計 算</p> <p>第33条～第36条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>当社は、第71回定時株主総会において決議された定款の一部変更の効力発生以前の行為に</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>関し、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>